別紙１

政 策 評 価 結 果 書

平成１５年３月３１日
水産庁漁政部企画課長

政　策　分　野	漁業生産を支える人材の確保・育成
政策分野主管課	水産庁　研究指導課
関　　係　　課	水産庁　企画課、管理課、防災漁村課

１　目標値（目標年度）

（１）目 標 値

①　新規漁業就業者数　１，５００人／年（平成１４年度以降を維持）

②　新規認定漁業士のうち、５０歳未満を７割以上確保（毎年度）

【１４年度における目標】

目 標 値　①　１５００人

②　新規認定漁業士のうち、５０歳未満を７割以上確保

〈目標値算定の考え方〉

新規就業者数について、水産庁では沿岸漁業就業者数について平成１２年の２２．１万人が平成２４年にはすう勢値で１０．７万人、政策努力による展望値で１１．５万人と推計しており、平成２４年までに、展望値の就業者を確保するためには、新規就業者の増加と青年層の離職者の減少を図る必要があり、今後とも一定規模を確保することが求められていることから目標値として設定。

また、漁業士は自らの意志により認定を受け、自らの漁業技術や経営管理能力の向上に努め、漁業経営の改善に積極的に取り組む者であることから、新たに認定を受ける漁業士のうち、地域における漁業の生産性の向上、資源管理・漁場保全の取組の中核となることが期待される５０歳未満の漁業士の割合を７割以上確保することを目標値として設定。

２　評価結果

（１）有効性評価

目 標 値

１４年度実績　①　１，４８１人

②　４月末に実績を把握

達 成 状 況 ①　９１．４%、②　－
達成ランク ①　　A　　②　－

所　　見

平成１４年次の新規就業者数は１，４８１人（平成１５年３月公表）であり、前年から１１１人の増加となった。そのうち、新規学卒就業者は５６０人で前年から２５人の減少が見られるものの、離職転入者が１３６人増加した。結果として目標の１，５００人は達成できなかった。

新規認定漁業士の数については４月末に実績が提出される。

（２）必要性評価

漁業生産を支える人材については、若い漁業者を中心に従事者が減少するとともに、高齢化が進行し、これに伴い、漁村の活力も低下している。国民に対する水産物の安定供給を確かなものとするとともに、漁村の活性化を図るためにも、意欲と能力のある人材の確保、育成とその経営発展を可能とする条件整備が求められている。従って、今後とも、かかる任務を担う望ましい意欲と能力のある担い手を明確化し、その重点的な育成を図るとともに、新規漁業就業者の確保等を実行していくことが必要である。

３　改善の方向

漁業就業者の減少・高齢化が進む中、水産基本計画に基づき、人材の育成及び確保等を推進するとともに、漁業に対する理解の促進と関心を高める他、求人・求職情報の提供等による新規就業の促進、漁村地域における福祉の向上、担い手の自営漁業への受入れや実務研修、漁業者の漁業技術や経営管理能力の向上支援、自主的な経営改善の取組促進等の対策を一体的かつ有機的に推進し、水産業の健全な発展に資することが重要である。

（別紙様式１）

政 策 評 価 シ ー ト

政策分野	漁業生産を支える人材の確保・育成			
政策分野主管課及び関係課	政策分野主管課：水産庁研究指導課 関　　係　　課：水産庁企画課、管理課、防災漁村課			
目　　標	目標年度	平成１８年度		
	目 標 値	①新規漁業就業者数 1.5千人／年 ②新規認定漁業士のうち50歳未満割合 ７割以上	現状値	（公表時の数値） ①新規漁業就業者数 １，３７０人 ②新規認定漁業士数 １３８人のうち ７５．４％ （平成14年３月現在）
	サブ指標		現状値	
関係者が取り組むべき課題	１．人材の育成及び確保 （１）漁業者の漁業技術及び経営管理能力の向上等 （２）漁業の労働環境の整備 （３）漁業に関する教育の振興 ２．女性の参画の促進 ３．高齢者の活動の促進			

目標に係る各年度の実績値及び達成状況	年　度		１２年度	１３年度	１４年度	１５年度	１６年度
	目標値	実績値	① 1,370人 ②	① 1,370人 ② 138人のうち75.4%	① 1,481人 ② 4月末に実績		
		達　成 状　況	①　１２３　％ ②　　％	①　６２　％ ②　　％	①９１．４％ ②　　％	単年度　　％ 累　計　　％	単年度　　％ 累　計　　％
	サブ指標値	実績値					
		達　成 状　況			単年度　　％ 累　計　　％	単年度　　％ 累　計　　％	単年度　　％ 累　計　　％

目標値と実績値の推移
○新規就業者数及び新規認定漁業士のうち５０歳未満の割合の推移

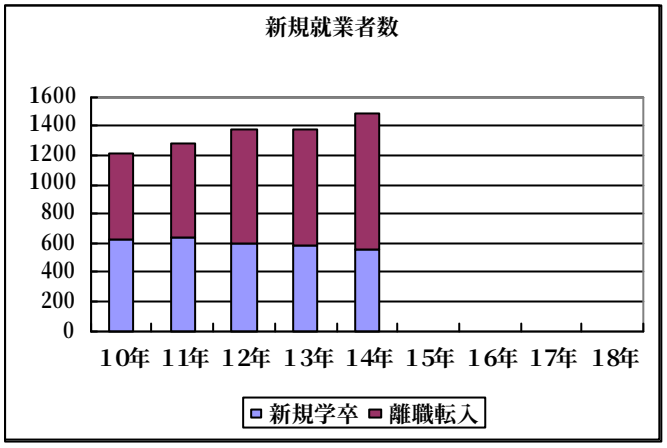

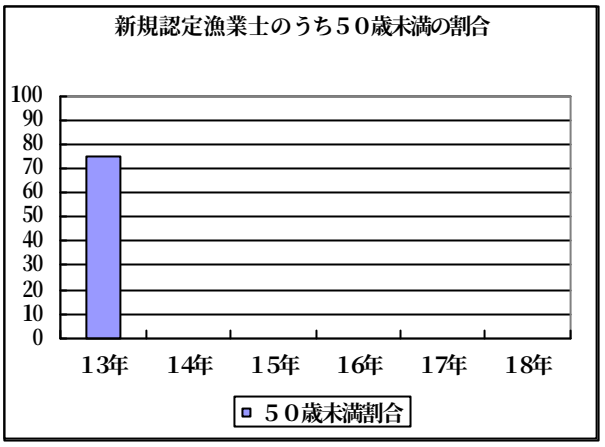

達成状況に対するコメント	１４年度	平成１４年次の新規就業者数は１，４８１人（平成１５年３月公表）であり、新規学卒就業者は５６０人で前年から２５人の減少が見られるものの、新規就業者全体については、離職転入者が増加したため、前年から１１１人の増加となっている。 しかしながら、平成１４年度については、新規漁業就業者数の目標値である１，５００人を達成していないことから、今後とも、更なる新規就業者確保対策の充実が必要である。 漁業士については、平成１４年度内の各都道府県における認定状況を平成１５年４月末日に集計予定であることから現時点での達成状況の把握は困難である。

参考指標	目標値の過去の実績値 ○過去５年間の実績値

	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14
新規漁業就業者数（人） ※１	1,210	1,280	1,370	1,370	1,481
内訳　a　新規学卒就業者	630	640	595	585	560
b　離職転入者	580	640	775	785	921
a＋bのうち　新規参入者	190	130	230	190	
漁業士総数（人） ※２	2,658	2,719	2,800	2,828	
新規認定のうち 50 歳未満の割合 (%)				75.4	

※１:農林水産情報（新規参入者とは新たに漁業経営を開始した経営の責任者、平成１４年は平成１３年６月から１４年５月までの間の値：農林水産省)、
※２:水産庁調べ

備　　考

漁業士の認定状況

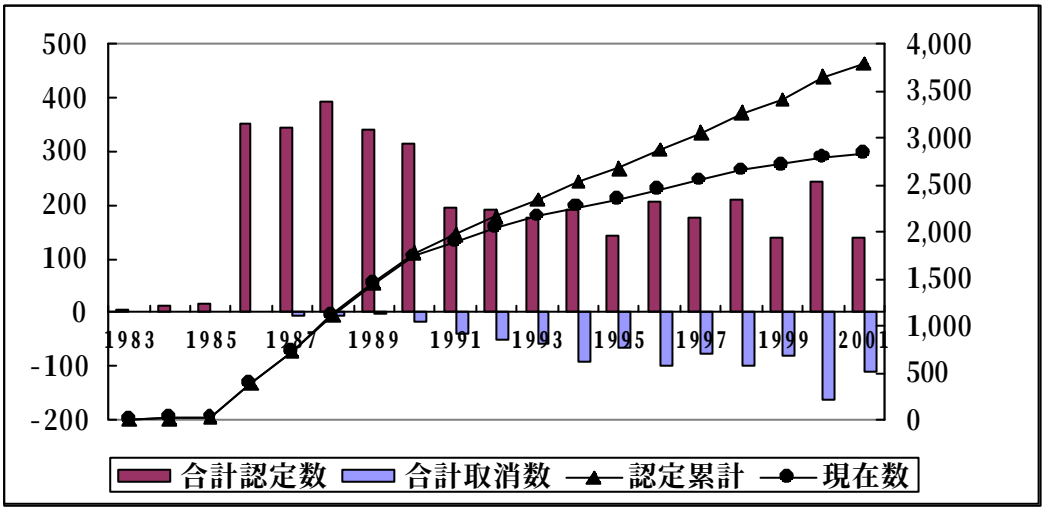

政策分野及び政策目標値算出の考え方

政策分野		漁業生産を支える人材の確保・育成
	目標年度	平成１８年度
	目 標 値	①新規漁業就業者数 １，５００人／年。 ②新規認定漁業士のうち５０歳未満の割合 ７割以上
水産基本計画		水産基本計画
	目標年度	平成２４年度
	目 標 値	

〔政策分野の全般的考え方〕

水産基本計画においては、水産業の健全な発展を図るため、水産業が水産資源を持続的に利用しつつ、国民の需要に即した事業活動が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成及び確保を図ることとしている。

しかしながら、漁業生産を支える人材については、青壮年層を中心に漁業就業者が減少するとともに、高齢化が進行しており、これに伴い、漁村の活力も低下している。国民に対する水産物の安定供給を確かなものとするとともに、漁村の活性化を図るためにも、将来の漁業生産を担う新規就業者の確保、育成と経営意欲のある漁業者が創意工夫を生かした漁業経営を展開できるような条件整備が求められている。

このため、国民の漁業に対する理解と関心を深めるための漁業に関する教育の振興、漁業外部からの新規参入の促進を含めた幅広い人材の確保、漁業の労働条件の改善、担い手たる漁業者の漁業技術及び経営管理能力の向上、漁業経営改善のための創意工夫を生かした取組の促進等の漁業生産を支える人材を広範囲に確保・育成する対策を総合的に推進し、漁業経営の安定とそれに伴う新規就業者の受入体制の強化、漁村の活性化を図っていく方向で施策を展開する必要がある。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、地域の実情に応じた漁業の発展を図る必要がある。したがって、今後とも、各地域において効率的かつ安定的な漁業経営を担う人材を明確化し、その重点的な育成を図る政策手段を企画・実行することが必要である。また、漁業生産を支える人材として重要な役割を果たしている女性と高齢者に対する支援を行う政策手段をも企画・実行する必要がある。

しかしながら、重点的な支援により確保・育成すべき経営体・就業者の数、経営規模等は各地域の資源の状況、漁業種類等により異なるものであり、水産基本計画策定の際に取りまとめた「沿岸漁業の生産構造の展望について」においても、国としては各地域毎のビジョンを描ききれないため、沿岸漁業全体の経営体数及び就業者数について１０年後のすう勢値と将来の漁業生産を担う望ましい生産構造としての展望値を示したところである。

将来的には、県段階あるいは漁協単位で各地域の浜々の将来のビジョンの策定が進められ、それらの積み上げとして我が国漁業全体の構造展望が整理されることが望ましいと考えるが、現時点では育成すべき人材の姿は明確化されておらず、また、経営体数、漁業就業者数、経営状況等、生産構造に係る指標の中には当該年度末にモニターする手法が無いものが多い。

したがって、平成１４年度における目標値については以下のとおり見直すこととする。
(1) 平成１３年度までの漁業就業者数の目標値については、平成１０年までの５年ごとの漁業センサスに基づくコホート（５歳ごとの年齢階層別）により推計したものであるが、実績値については漁業センサスと同レベルの公式統計を当該年度末に把握できないため、総務省による労働力調査月報の年度平均値を使用している。
この数値は１万人単位で月変動（最高・最低で１０万人程度の格差）が大きいものとなっていること､目標値算定の基礎と実績値の統計が異なることは好ましくないとの意見もあること、また、水産基本計画策定の際に示した生産構造の展望における漁業就業者数の展望値も沿岸漁業のみであることから、平成１４年度の目標値には設定しないこととする。

(2) 新規就業者数については、漁業就業者の減少・高齢化の下、今後とも一定規模を確保することが求められており、人材の確保・育成に係る政策手段の効果を把握する指標として適当と考えられること、また、統計値を当該年度内に得られることから引き続き、目標値として設定することとする。

(3) 漁業士の認定状況については平成１３年度よりサブ指標として設定している。
漁業士は地域漁業を担う中核的漁業者として、また、地域漁業者に対する漁業技術の向上、経営改善等の指導活動を通じ、地域における漁業生産を支える人材の確保・育成に貢献する者として都道府県が認定しているものである。
水産庁としても、漁業士を地域漁業の維持・発展に係る指導者として、また、水産政策を地域において円滑かつ適切に展開する際のカウンターパートとして位置付け、都道府県の水産業改良普及組織と連携して行う漁業士の資質向上のための研修、技術交流等の活動を支援するとともに、水産基本計画に基づき推進する中核的漁業者協業体の取組においても、漁業士が中心となり事業計画の策定、円滑な事業実施が行われるよう指導しているところである。
この漁業士の認定は都道府県が行う一定の養成講座を履修した者に対し行われるが、この養成講座への参加は自由意志によるものであり、また、認定後は都道府県が行う漁業士を対象とした研修会、技術交流会、先進地視察への参加が可能となるものの、特別の融資や税制の特例を受けられるものではない。
このように漁業士は自らの意志により認定を受け、自らの漁業技術や経営管理能力の向上に努め、漁業経営の改善に積極的に取り組む者であることから、漁業士の認定状況は、人材の確保・育成に係る政策手段の効果を把握する指標として適当と考えられること、また、統計値を当該年度内に得られることから引き続き、目標値として設定することとする。

〔政策目標値の算出方法〕

１．過去５年間の実績値

	平９	平10	平11	平12	平13
新規漁業就業者数（人）　※１		1,210	1,280	1,370	1,370
内訳　ａ　新規学卒就業者		630	640	595	585
ｂ　離職転入者		580	640	775	785
ａ＋ｂのうち　新規参入者		190	130	230	190
漁業士総数（人）のうち　※２	2,547	2,658	2,719	2,800	2,828
新規認定のうち50歳未満の割合（%）					75.4

※１：農林水産情報（新規参入者とは新たに漁業経営を開始した経営の責任者、平成１３年は平成１２年６月から１３年５月までの間の値：農林水産省)、
※２：水産庁調べ

１．新規就業者数
　新規就業等に関する近年（平成８年以降）の環境について整理すると、以下のとおりとなっている。
①我が国の人口の推移については、平成１３年度の総人口は平成８年対比で１０１．１％であるのに対し、１５歳～１９歳階級は８９．２％、２０歳～２４歳階級は８３．６％となっており、これら新規就業者の母体となる階級が減少している。
②中学・高校の卒業者数及び就業者数については、平成８年以降、減少傾向が続いており、更に就職率は平成８年の１２．４％に対し、平成１３年は９．５％となっている。
③産業種類別の就業者数については、総数が微減傾向で推移している中、構成比を見るとサービス業が増加しており、農林業は減少傾向、漁業は横ばいとなっている。
④全世帯の所得が減少傾向にある中、新規就業者の受け皿となる漁家の所得については、平成１１年で農家対比で７８．８％、全国勤労者対比で９６．７％となっている。

　一方、水産基本計画策定の際に検討し取りまとめた「沿岸漁業の生産構造の展望について」においては、沿岸漁業就業者数について平成１２年の２２．１万人が平成２４年にはすう勢値で１０．７万人、政策努力による展望値で１１．５万人と推計しており、平成２４年までに、展望値の就業者を確保するためには、新規就業者の増加と青年層の離職者の減少を図る必要があることとなる。

　このように、新規就業者の母体となる人口の減少、中学・高校の卒業生及び就業者の減少といった新規就業者確保の前提条件の悪化､産業別就業者数に占めるサービス業の割合の高まり､他産業に比べて低い漁家所得の水準等、漁業への新規就業者を確保する上では、厳しい環境の下、新規就業者の目標値については、平成１０年からの新規就業者数の動向を踏まえ、現状の１，３７０人の約１割増の１，５００人を平成１４年度以降確保することとする。

４．漁業士数
　漁業士認定制度は、次代を担う優れた漁業後継者の育成と確保を目的に都道府県と水産庁が連携しつつ昭和６１年度から実施されている（昭和６１年以前は一部の県が単独実施)。
　漁業士の認定状況は下記のグラフのとおり、平成元年までは毎年３００人規模で認定されたが、その後、１５０人～２００人規模で推移し、平成２年以降、加齢・廃業等による取消が進み、近年の認定総数は２，８００人前後となっている。
　漁業士総数の動向は新規認定と加齢・廃業等による取消の相関によるが、沿岸漁業の生産構造の展望で示されているように、今後、漁業就業者の大幅な減少が想定される下、漁業士総数が直線的に増加することは考え難く、漁業就業者数の減少と相関し、一定規模に収束した後に減少傾向となることも考えられるなど、その動向は不透明な状況となっている。
　このため、平成１３年度のサブ指標として設定していた「漁業士総数のすう勢値に占める５０歳未満の割合を７割以上に確保する」ことを見直し、今後、新たに認定を受ける漁業士のうち、地域における漁業の生産性の向上、資源管理・漁場保全の取組の中核となることが期待される５０歳未満の漁業士の割合を７割以上確保することとし、これを目標値として設定することとする。

（新規認定漁業士のうち５０歳未満の割合を７割以上とすることの根拠）
　漁業士は地域漁業の振興、担い手の確保・育成に貢献する者として、各年代が一定の役割分担をしつつ、地域全体の牽引車としての役割を果たすことが期待されていることから、一つの年代に偏在することは好ましくない。
　したがって、①一定の経験を有し、かつ、地域における漁業生産活動の中核である４０歳代の漁業士を４割程度、②柔軟な発想により創意工夫を生かした経営改善の取組の中核となることが期待される３０歳代以下の漁業士を３割程度、③漁業技術・経営に関する豊富な経験を有し、地域組織の責任者としての役割を果たす５０歳以上の漁業士を３割程度とし、漁業士の年

齢構成は４０歳代の漁業士を中心とした正規分布型を維持することが望ましいと考える。
　しかしながら、平成１３年度の年代別漁業士数の割合は、４０歳代は４０％であるものの、３０歳代以下は２４％、５０歳代以上は３６％と高齢化にシフトしており、現在、最も多い４０歳代の漁業士の加齢による５０歳代へのシフトにより､今後は更に高齢化が進むこととなる。
　一方、認定を受ける漁業士の母体となる漁業就業者数は、若い世代（１５歳～３９歳）を中心に減少傾向にあり、平成１１年から１２年にかけては２，３８０人（男子：自営・雇われ）が減少しており、今後もこの傾向が続いた場合、総数に占める１５歳～３９歳の漁業就業者の割合は、平成１２年には１５．２％であったものが、平成１８年には１１．６％まで減少することが推計される。
　このように、若い世代の漁業士を認定する環境が益々厳しいものとなる中、新規認定漁業士のうち５０歳未満の割合を７割以上確保することは困難であると考えるが、漁業士総数の年齢構成を出来る限り上記の割合に維持するため、今後とも漁業生産を支える人材の確保・育成に関する政策手段を総合的かつ効率的に講じることにより、漁業士の新規認定においては、５０歳未満の割合を７割以上確保することとする。

H13年度　年齢階層別漁業士数と割合　年齢は2002/ 4/ 1現在）

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明	総計
漁業士数	68	608	1139	718	242	47	3	3	2,828
割合	2.4%	21.5%	40.3%	25.4%	8.6%	1.7%	0.1%	0.1%	100.0%

年齢別漁業就業者数の推移（男子：自営・雇われ）
（平成１１年から１２年の減少率を基に、加齢による次年代への移入を算出して推計）

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
15～24	6,220	5,970	5,731	5,502	5,282	5,071	4,868	4,673
25～39	28,960	26,830	25,442	24,132	22,896	21,730	20,629	19,590
40～59	90,190	85,580	83,004	80,467	77,972	75,522	73,119	70,765
60歳以上	99,020	97,720	100,729	103,569	106,246	108,764	111,126	113,337
	224,390	216,100	214,906	213,670	212,397	211,086	209,742	208,365

15～24	2.8%	2.8%	2.7%	2.6%	2.5%	2.4%	2.3%	2.2%
25～39	12.9%	12.4%	11.8%	11.3%	10.8%	10.3%	9.8%	9.4%
40～59	40.2%	39.6%	38.6%	37.7%	36.7%	35.8%	34.9%	34.0%
60歳以上	44.1%	45.2%	46.9%	48.5%	50.0%	51.5%	53.0%	54.4%

39歳以下	15.7%	15.2%	14.5%	13.9%	13.3%	12.7%	12.2%	11.6%

漁業士の認定状況

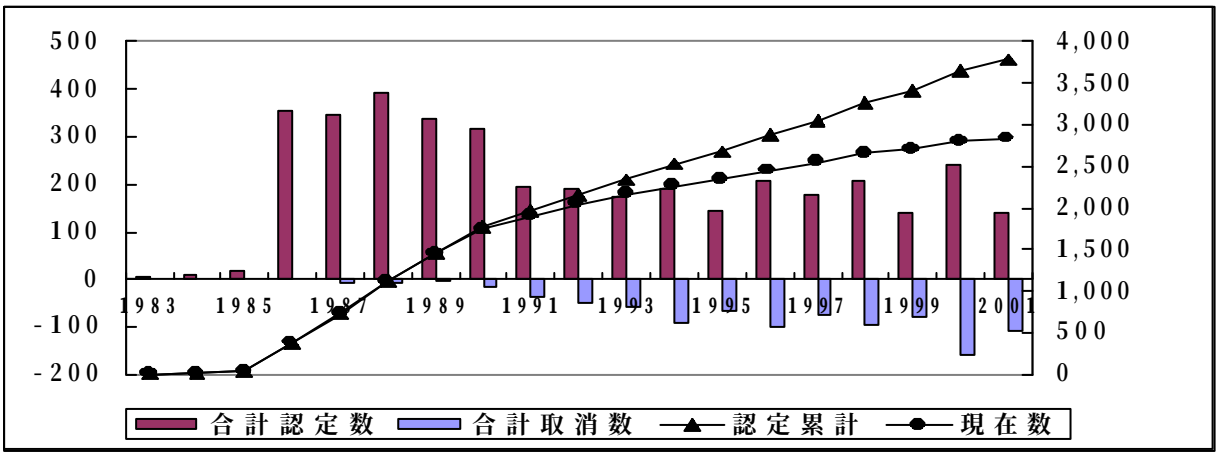

政 策 手 段 シ ー ト

政 策 分 野	漁業生産を支える人材の確保・育成 （１／２）

政策手段等	施　策　の　内　容 （目標、サブ指標との関連）	実績及びそれに対する所見
水産業振興事業費補助金 水産業振興総合対策推進事業費補助金 （160,331） ［水産庁研究指導課］	・沿岸漁業者の活動支援 （目標　①、②　）	水産業改良普及員を通じ、新規参入者の受入推進、青年漁業者、女性・高齢者を含めた漁業者の漁業活動の促進、漁業士の認定等を支援した。（３７道府県）
水産業振興事業費補助金 水産業振興総合対策推進指導費補助金 （20,000） ［水産庁研究指導課］	・青年・女性漁業者実践活動発表大会の開催等 （目標　①、②　）	全国青年・女性漁業者交流大会の開催、実践活動のＰＲ、グループリーダー研修会（全国５ブロック）の開催を支援した。
水産業振興地方公共団体事業費補助金 水産業振興総合対策推進指導費補助金 （44,067） ［水産庁研究指導課］	・担い手育成計画モデルの作成 ・都道府県漁業就業者確保育成ｾﾝﾀｰの活動支援 （目標　①、②　）	各地方公共団体が漁業者と連携した水産体験教室を実施した。（４県） また、都道府県漁業就業者確保育成センターによる漁業就業者の確保のための情報提供（２５道県）を実施した。
水産業振興地方公共団体事業費補助金 水産業振興総合対策推進事業費補助金 （14,614） ［水産庁管理課］	・労働条件の改善 （目標　①、②　）	複数の漁業無線局のネットワーク化を図った。これにより無線局運用の合理化、省人化が図られ漁船との通信が２４時間可能な体制となった。 （１県）
水産業振興民間団体事業費補助金 水産業振興総合対策推進指導費補助金 （494,826） ［水産庁研究指導課］ ［水産庁企画課］	・協業体が行う経営改善の取組支援 ・協業体に対する研修、情報提供等 ・沿岸及び沖合・遠洋漁業就業者確保育成ｾﾝﾀｰの活動支援 ・沿岸漁業者等に対する福祉対策の推進 （目標　①、②　）	各都道府県が認定した漁業共同改善計画に沿った協業体の取組の実施に対して支援した。（２０道県４４課題） また、漁業就業者確保のための情報提供、資格取得講習会、漁業地域の福祉の向上のための福祉講習会等を実施した。
水産業改良普及事業交付金 （702,835） ［水産庁研究指導課］	・担い手対策を推進する水産業改良普及事業のための交付金 （目標　①、②　）	道府県における水産業改良普及職員(476 人)及び普及員室の設置等の運営について支援を行った。（３７道府県）
沿岸漁業改善資金造成費補助金 （229,500） 貸付枠５８億円 ［水産庁研究指導課］	・沿岸漁業者の経営改善、青年漁業者の養成確保等のための資金造成補助 （目標　①、②　）	都道府県が行う無利子資金の貸付のための資金造成に必要な経費１２百万円を助成した。（２県）

※予算額の単位：千円

政 策 手 段 シ ー ト

政 策 分 野	漁業生産を支える人材の確保・育成 （２／２）

政策手段等	施　策　の　内　容 （目標、サブ指標との関連）	実績及びそれに対する所見
海上人命安全総合対策事業費 （9,020） ［水産庁管理課］	・労働条件の改善 （目標　①、②　）	約１４万件・箇所の漁業安全指導情報配信を行った。これにより操業中の漁船の安全確保に貢献した。
独立行政法人水産大学校運営費交付金 （2,437,542） 独立行政法人水産大学校施設整備費補助金 （185,936） ［水産庁研究指導課］	・人材の育成を図るため、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行う運営費及び施設の整備 （目標　①、②　）	運営費交付金を交付することにより、独立行政法人水産大学校の事業運営が図られた。 平成１４・１５年度の２ヶ年で整備する学生寮増改築工事に着工した。

※予算額の単位：千円

【目標値の達成状況の計算式】

①新規就業者数

Ａ：目標値（１６年度）	１，５００人（１４年度から維持）
Ｂ：現状値（１２年３月現在）	１，２８０人
Ｃ：実績値（１２年度）	１，３７０人
Ｄ：　〃　（１３年度）	１，３７０人
Ｅ：　〃　（１４年度）	１，４８１人
Ｆ：１年あたりの平均増加数	（Ｂ－Ａ）÷３＝７３人
達成状況％（１２年度）	（Ｃ－Ｂ）÷Ｆ×１００＝１２３％
達成状況％（１３年度）	（Ｄ－Ｂ）÷（２年×Ｆ）×１００＝６２％
達成状況％（１４年度）	（Ｅ－Ｂ）÷（Ａ－Ｂ）×１００＝９１．４％

②漁業士数

Ａ：目標値（１６年度）	すう勢値 3,365 人のうち、５０歳未満の割合を７割以上に確保
Ｂ：現状値（１２年３月現在）	２，６９０人のうち、６７．３％
Ｃ：全国の漁業士総数	
Ｄ：全国の５０歳未満の漁業士数	
達成状況％	Ｄ÷Ｃ×１００